

令和元年度

財政援助団体等に対する監査結果報告書

高砂市監査委員

第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等に対する監査

第2 監査の実施期日及び監査の対象

監査実施日 令和2年11月27日

監査の対象 公益財団法人高砂市施設利用振興財団

- ・高砂市総合運動公園、高砂市総合運動公園体育施設及び高砂市生石体育センター指定管理者
- ・高砂市都市公園及び高砂市市ノ池公園キャンプ場指定管理者
- ・高砂市都市公園（向島公園）指定管理者
- ・運営費補助金交付団体

第3 監査の範囲

平成31年度（令和元年度）における出納その他の事務の執行について監査を実施した。

第4 監査の方法

今回の監査は、主に、予算の執行、収入、支出、契約等の事務の執行が、適正かつ効率的に行われているか、また所管の事務の執行が合理的かつ効率的に行われているか、法令等の定めるところに従って適正に行われているかなどを主眼とし、次のとおり実施した。

対象団体の経営状況に関する資料（事業報告書、収支決算報告書等）について、関係職員から説明を聴取し、質疑を行い、財務関係資料、関係帳簿及び証拠書類等の関係書類の検査を行った。

第5 監査の結果

監査の結果は以下のとおりであり、監査時に気づいた事項についてはその都度口頭で指示したところである。一部において検討すべき事項が見受けられたが、予算の執行、収入、支出、契約その他の事務についてはおおむね良好に処理がされていると認められた。

公益財団法人高砂市施設利用振興財団は、平成12年8月1日に設立され、高砂市の文化施設、体育施設及び都市公園等の管理運営を行い、平成18年度から指定管理者として引き続き施設の管理運営を行い、平成24年4月1日に公益財団法人に移行している。

今回の基本協定による協定期間は平成31年4月1日から令和6年3月31日までの5年間である（高砂市都市公園（向島公園）は3年間）。

①高砂市総合運動公園、高砂市総合運動公園体育施設及び高砂市生石体育センター、②高砂市都市公園及び高砂市市ノ池公園キャンプ場、③高砂市都市公園（向島公

園)の管理に関する平成31年度の年度協定書に基づき実施された出納その他の事務の執行については、予算の執行、利用料金等の収入事務、経費等の支出事務、委託業務及び修繕業務等の契約事務などについては、おおむね適正に処理されていた。

修繕については、設計金額が500,000円以下については、公益財団法人高砂市施設利用振興財団が行い、1件500,000円を超えるものについては、高砂市と事前協議を行い、いずれかが実施することとしている。修繕計画の変更について確認したところ事前協議は行っているが、修繕実施計画書変更届が高砂市に提出されていなかった。今後は、年度協定書に基づき事務を実施されたい。

総合体育館については開館日の増加、市ノ池公園についても土日に職員を配置するなど、利用者増の対策に関しては一定の成果が見受けられるので引き続き利用促進に努められたい。

近隣市の利用料金の調査も含め、利用者に応分の受益者負担を求めることも検討し、収入増加を図るとともに経費の節減にも努力されたい。

毎年継続して行う事業については、常に創意工夫をこらし、効率的な運営を行い、今後も人事管理、人材育成に努力され、企画力等について職員の資質向上を図りながら公益財団法人として緑豊かな生活環境づくりと市民の健康増進を図り高砂市の発展により一層寄与されることを要望する。